

派遣元事業所のための 「派遣・請負適正化セミナー」

1、労働者派遣等の現状について（10分）

【需給調整事業室】

2、労使協定の作成について（70分）

【需給調整事業室】

～休憩（10分）～

3、派遣労働者の労務管理について（30分）

【監督課】

4、派遣元事業場が実施すべき安全衛生管理等について（30分）

【健康安全課】

5、職場のハラスメント防止対策について（30分）

【雇用環境・均等室】

令和5年10月27日（金）

主催：熊本労働局

労働者派遣事業・職業紹介事業の推移

<熊本労働局管内>

	派遣元事業所数				廃止等事業所数 (不更新を含む)		
		(増減率)	うち 製造派遣	うち 紹介許可	計	許可	(旧) 特定
24年度	647	(4.7%)	225	82	39	8	31
25年度	659	(1.9%)	227	90	37	5	32
26年度	635	(▲3.6%)	220	88	65	21	44
27年度	629	(▲0.9%)	224	89	39	5	34
28年度	633	(0.6%)	226	104	66	5	61
29年度	597	(▲5.7%)	219	102	101	7	94
30年度	539	(▲9.7%)	198	101	310	16	294
令和元年度	312	(▲42.1%)	138	97	17	17	0
令和2年度	323	(3.5%)	141	122	21	21	0
令和3年度	317	(▲1.9%)	133	118	20	20	0
令和4年度	319	(0.6%)	136	126	15	15	0
令和5年度	332	(4.1%)	146	131			0

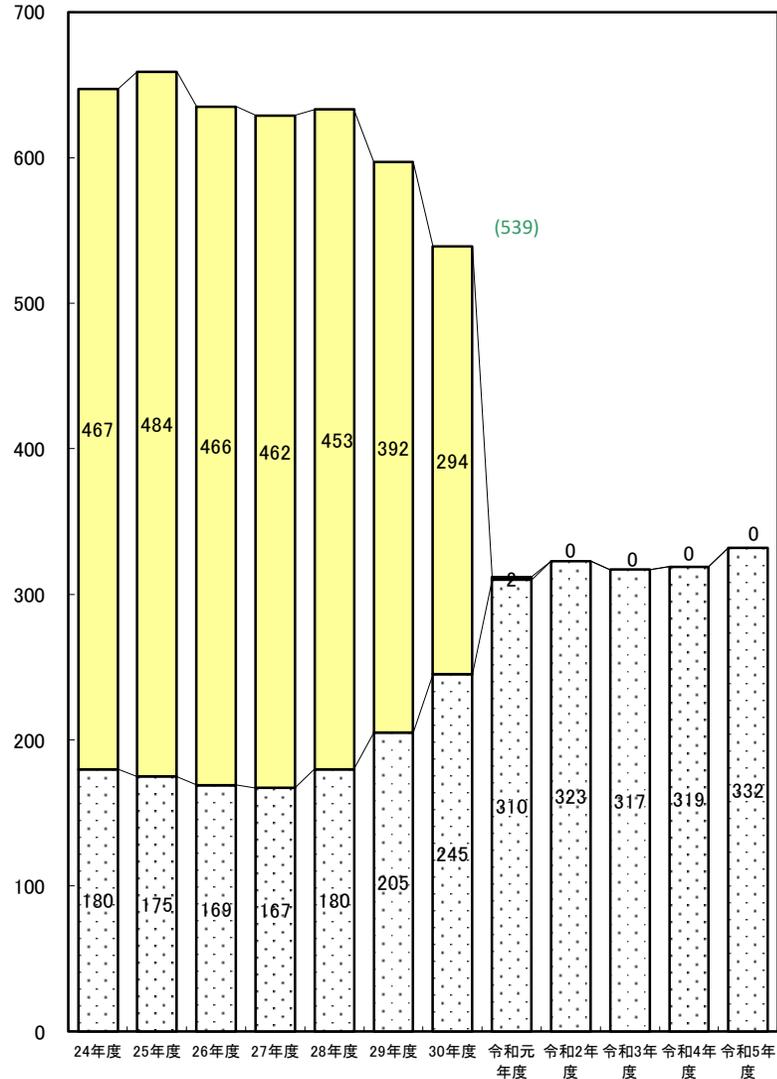
(注)各年度とも4月1日現在における数値であること。ただし、廃止等事業所数は年度計。

	有料	無料	地方公共 団 体	特別の 法人	廃止等事業所数	
					有料	無料
25年度	157	16	7	28	4	0
26年度	160	17	7	31	7	0
27年度	164	20	18	30	11	4
28年度	173	20	20	32	4	1
29年度	174	19	21	33	10	0
30年度	184	31	20	35	12	1
令和元年度	189	32	25	32	7	1
令和2年度	203	31	23	32	20	1
令和3年度	200	31	22	31	12	0
令和4年度	204	32	21	32	8	0
令和5年度	223	32	22	32		

(注)各年度とも4月1日現在における数値であること。ただし、廃止等事業所数は年度計。

派遣元事業所数の推移

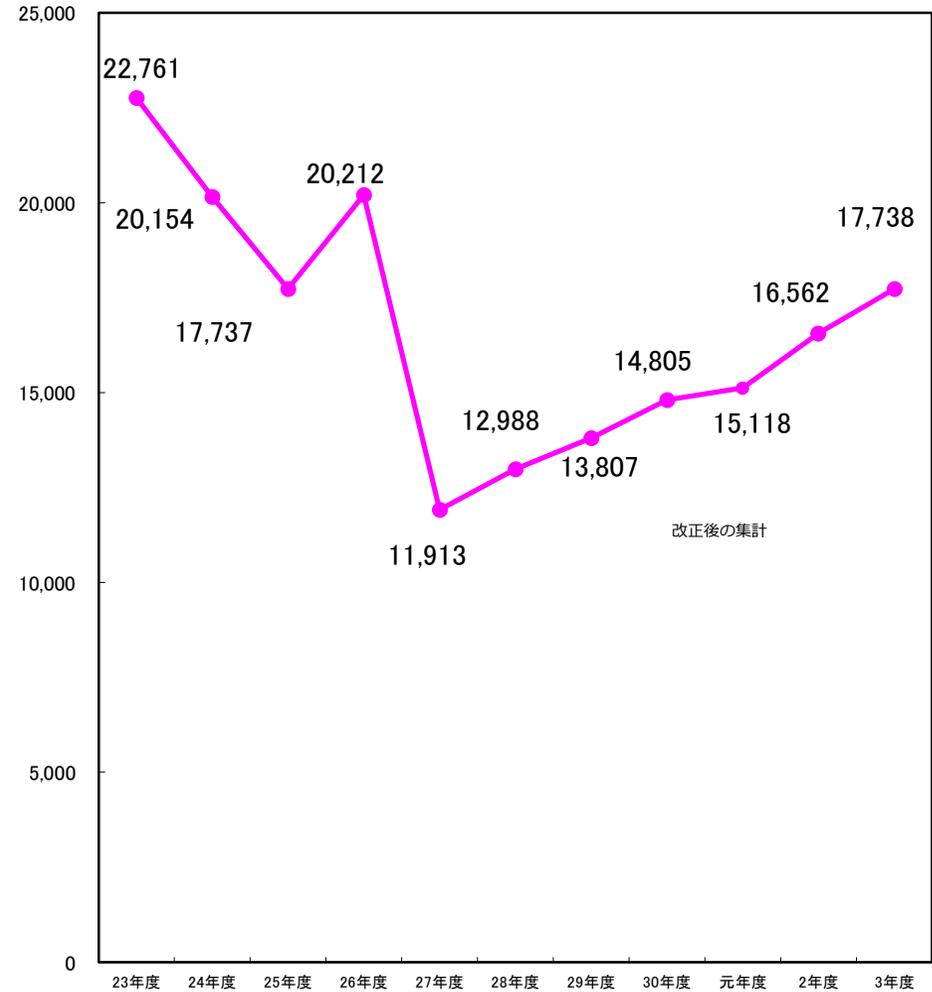
図1 派遣元事業所数の推移



派遣労働者数の推移 (人)

(人)

図2 派遣労働者数の推移



指導監督 適用条文

	項目	適用条文	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年9月末 時点
1	派遣労働者に対する就業条件等の明示	第34条第1項	42	48	25	19	12	33	31	20
2	派遣元管理台帳	第37条第1項	34	39	17	18	12	29	25	19
3	労働者派遣契約締結の際の記載事項（元・先）	第26条第1項	27	34	11	16	9	11	24	26
4	派遣先への通知	第35条	18	23	12	18	6	7	21	21
5	派遣労働者の待遇に関する労使協定の締結	第30条の4第1項					37	20	33	6
6	派遣先管理台帳（先）	第42条	1	3	7	13	26	5	20	21
7	派遣元事業主に対する待遇情報の提供（元）	第26条第9項					15	23	28	13
8	マージン率等の提供	第23条第5項	15	16	17	3	8	1		9
9	労働者派遣に関する料金の額の明示	第34条の2	17	8	11	11	1		2	1
10	派遣元管理台帳への記載事項など	業務要領			5	7	8	7	10	17
11	偽装請負など	その他	1	10	1	1	2	14	2	1
12	事業所単位の抵触日の通知（先）	第26条第4項			2	7	14		3	6
13	派遣元事業主に対する待遇情報の提供（先）	第26条第7項					17	2	9	7
14	事業所単位の抵触日の通知（元）	第26条第5項	3	2	2	9	5	2	1	12
15	関係派遣先派遣割合報告書の提出	第23条第3項		13	5	1	3			1
			169	237	149	144	209	154	209	4

2024（令和6）年4月1日施行 改正職業安定法施行規則

求職者への労働条件明示のルールなどが変わります！

2024年4月から、求職者に対して明示しなければならない労働条件の追加や、手数料表などの情報提供の方法の見直しを内容とする、改正職業安定法施行規則が施行されます。

（※明示する労働条件の追加は、労働基準法に基づく労働契約締結時の明示義務と同様の改正）

1. 追加される明示事項

求職者に対し明示しなければならない労働条件に、以下の事項が追加されました。求人企業からこれらの情報が適切に伝えられているかご確認ください。

- ① 従事すべき業務の変更の範囲※
- ② 就業場所の変更の範囲※
- ③ 有期労働契約を更新する場合の基準（通算契約期間または更新回数の上限を含む）

※「変更の範囲」とは、雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中における変更の範囲のことをいいます。

最低限明示しなければならない労働条件 今回の改正で追加される明示事項

記載が必要な項目	記載例
業務内容	〔雇入れ直後〕 一般事務 （変更の範囲） ●●事務 …①
契約期間	期間の定めあり（2024年4月1日～2025年3月31日） 契約の更新 有（●●により判断する） 更新上限 有（通算契約期間の上限 ●年/更新回数の上限 ●回） …③
試用期間	試用期間あり（3か月）
就業場所	〔雇入れ直後〕 東京本社 （変更の範囲） ●●支社 …②
就業時間	9:30～18:30
休憩時間	12:00～13:00
休日	土日、祝日（年末年始を含む）
時間外労働	あり（月平均20時間） 裁量労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要です。 例：企画業務型裁量労働制により、●時間働いたものとみなされます。
賃金	月給 25万円（ただし、試用期間中は月給20万円） 時間外労働の有無に関わらず一定の手当を支給する制度（いわゆる「固定残業代」）を採用する場合は、以下のような記載が必要です。 (1) 基本給 ●●円（(2)の手当を除く額） (2) ■■手当（時間外労働の有無に関わらず、●時間分の時間外手当として▲▲円を支給） (3) ×時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
受動喫煙防止措置	屋内禁煙
募集者の氏名または名称	〇〇株式会社
<small>（派遣労働者として雇用する場合のみ）</small>	<small>（「雇用形態：派遣労働者」というように派遣労働者として雇用することを示すことが必要です。）</small>

※ 募集広告などの労働者の募集に関する情報を提供する場合は、掲載した時点を示すなど、正確かつ最新の内容に保つための措置を講じる義務があります。

明示事項の記載例

①・②「変更の範囲」

業務内容	(雇入れ直後) 法人営業 (変更の範囲) 製造業務を除く当社業務全般
	(雇入れ直後) 経理 (変更の範囲) 法務の業務
就業場所	(雇入れ直後) 大阪支社 (変更の範囲) 本社および全国の支社、営業所
	(雇入れ直後) 渋谷営業所 (変更の範囲) 都内23区内の営業所

※ いわゆる在籍出向を命じることがある場合で、出向先での就業場所や業務が出向元の会社の変更の範囲を超える場合には、その旨を明示するようにしてください。

③有期契約を更新する場合の基準

契約期間	期間の定めあり (2024年4月1日～2025年3月31日)
	契約の更新 有 (契約期間満了時の業務量、勤務成績により判断) ※ 通算契約期間は4年を上限とする。
	契約の更新 有 (自動的に更新する) 契約の更新回数は3回を上限とする。

※ 「諸般の事情を総合的に考慮したうえで判断する」というような抽象的なものではなく、「勤務成績、態度により判断する」、「会社の経営状況により判断する」など、具体的に記載いただくことが望ましいです。

2. 手数料表などの情報提供の方法

- ・ 有料職業紹介事業者が事業所内に掲示しなければならない下記の事項につき、当該掲示に代えて自社ホームページなどでも情報提供ができるようになります。
- ・ 自社ホームページ上で情報提供するにあたっては、自社の職業紹介サービスを利用する求人企業が当該サービス利用時に必ず参照するページなど、閲覧に便利な場所に掲載いただくことが望ましいです。

- ① 手数料表
- ② 返戻金制度に関する事項を記載した書面
- ③ 業務の運営に関する規程

※ 人材サービス総合サイト上での手数料表、返戻金制度の情報提供は引き続き必要です。

関連情報

令和6年4月より、募集時等に明示すべき事項が追加されます (厚生労働省HP内)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1.html

今回の職業安定法施行規則の改正についての資料等を掲載しています。



令和4年度労働政策審議会労働条件分科会報告を踏まえた労働契約法制の見直しについて (無期転換ルール及び労働契約関係の明確化) (厚生労働省HP内)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html

労働基準法に基づき労働契約締結時及び有期労働契約の更新時に求められる労働条件明示事項についても同様の改正がなされており、その資料等を掲載しています。



障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point
①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

- ▶ 障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。
- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
 - ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point
②

除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	10%
・港湾運送業 ・警備業	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	20%
・林業（狩猟業を除く）	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%

Point
③

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

▶ **精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

▶ **一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。**

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

Point
④

**障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。
（令和6年4月以降）**

※詳細が決まり次第、別途ご案内

▶ **雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。**

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

▶ **既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。**

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくことになります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）
令和8年6月以前については2.5%、
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶ 「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>



Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。

なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。